

さいたま市資本関係又は人的関係がある者同士の同一入札への参加制限に関する運用基準

趣旨

入札参加者間に入札の適正さが阻害されると認められる資本関係又は人的関係がある場合には、公正な入札の執行の観点等から、一定の制限を加える必要がある。そこで、一定の資本関係又は人的関係のある複数の者（以下「同族企業」という。）の同一入札への参加について下記のとおり運用する。

記

1 適用する入札

建設工事の一般競争入札に適用する。

2 入札を無効とする同族企業同士の同一入札への参加

(1) 入札公告日から入札書提出期間の末日までの間に、次のアからウのいずれかに該当する場合、発注者は該当する会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等。以下「会社等」という。）を同族企業同士と判断する。

ア 資本関係

次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する場合。

（ア）子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等。以下「子会社等」という。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等。以下「親会社等」という。）の関係にある場合

（イ）親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

次の（ア）、（イ）又は（ウ）のいずれかに該当する場合。ただし、（ア）については、会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

（ア）一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

- 1 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (1) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - (2) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - (3) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - (4) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- 2 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- 3 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- 4 組合の理事
- 5 その他業務を執行する者であつて、1から4までに掲げる者に準ずる者
 - (イ) 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人（以下、単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合
 - (ウ) 一方の会社等の管財人が他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
 - (ア) 組合とその構成員が同一の入札に参加している場合
 - (イ) 上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係がある者と認められる場合
 - (ウ) 上記ア及びイが複合して該当すると認められる場合
- (2) 上記（1）の同族企業同士が同一入札に参加した場合、公正、公平な競争入札が阻害されたおそれがある入札と判断し、上記（1）の同族企業同士が行った入札を無効とする。ただし、入札書提出後から開札までの間に発注者に辞退届（さいたま市建設工事等契約事務取扱要綱様式第21号）を提出し入札辞退をした者がいて開札時点で同族企業同士の同一入札への参加状態が解消されている場合はこの限りでない。
- (3) 共同企業体の場合、他の共同企業体との構成員同士、又は共同企業体の構成員と単体企業が上記（1）の同族企業同士の場合は当該構成員を含む共同企業体を上記（1）の同族企業と見なす。

3 同族企業同士の判断方法

(1) 一般競争入札（事前審査型）

ア さいたま市建設工事等契約事務取扱要綱第9条に規定する書類に、「資

- 本関係又は人的関係確認書」(以下「確認書」という。)を含める。
- イ 上記アの確認書に記載された同族企業同士が同一入札に参加しているか否か発注者が確認する。
 - ウ 上記イの確認で同族企業同士の同一入札と発注者が判断した場合、当該同族企業同士の入札(該当する複数者の入札)を無効とする。
- (2) 一般競争入札(事後審査型)
- ア さいたま市建設工事等契約事務取扱要綱第9条に規定する書類に、「資本関係又は人的関係確認書」(以下「確認書」という。)を含める。
 - イ 落札候補者が提出した確認書に記載された同族企業が当該入札に参加しているか否か発注者が確認する。
 - ウ 上記イで落札候補者が提出した確認書に記載された同族企業が同一入札に参加していた場合、発注者は落札候補者の確認書に記載され、かつ、同一入札に参加した同族企業からも確認書の提出を求める。
 - エ 上記イ及びウの確認で同族企業同士の同一入札への参加と発注者が判断した場合、当該同族企業同士の入札(該当する複数者の入札)を無効とする。
- (3) 上記(1)又は(2)において発注者に疑義が生じた場合、発注者は入札参加者の全部又は一部の者に対し追加資料の提出や事情聴取を行うことができる。

4 確認書の変更

- (1) 一般競争入札(事前審査型)で確認書の提出時点で同族企業同士で無かったものが入札書提出期日の末日までに同族企業同士となった場合、その者は直ちに発注者に対し新たな確認書を提出しなければならない。
- (2) 上記(1)の場合、発注者は新たに提出された確認書により上記3の判断を行う。

5 確認書等への虚偽記載

- (1) 落札者決定後に落札者の確認書の記載内容に虚偽(以下「虚偽記載」という。)が契約締結前に判明した場合、発注者は入札手続きを無効とし、落札者決定を取り消す。
- (2) 契約締結後に契約相手の虚偽記載が判明した場合、工事着手前であれば発注者はさいたま市建設工事請負基準約款第61条の規定により契約解除の協議を行うものとする。また、工事着手後の場合は、契約相手の入札時の不正行為の有無や工事進捗状況などを考慮したうえで発注者は当該契約を継続するか解除するかを適切に判断する。

- (3) 虚偽記載があった場合、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づき入札参加停止等の措置を行う場合がある。

6 入札参加者心得との関係

- (1) この運用基準の同族企業同士の同一入札への参加を回避するために、同族企業同士が入札前に入札参加意思の確認を行うことは、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得第27条第2項に抵触しないものとする。
- (2) 同族企業同士が同一入札に入札書を提出した後から開札までの間、同族企業の1者を残し、他の同族企業の入札辞退（さいたま市建設工事等契約事務取扱要綱第37条（入札の辞退））を目的に当該同族企業同士が入札価格等（総合評価方式の場合は技術評価点に関する事項を含む。）を開示し合うことは心得第27条第3項に抵触するものとする。
- ただし、入札価格等の開示がない場合はこの限りでない。

附 則

（適用期日）

- 1 この基準は、平成28年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この基準得の施行の日以前に公告又は指名通知を行った契約については、なお従前の例による。

附 則

（適用期日）

- 1 この基準は、平成29年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この基準の施行の日以前に公告又は指名通知を行った契約については、なお従前の例による。

附 則

（適用期日）

- 1 この基準は、令和2年4月10日から適用する。
（経過措置）
- 2 この基準の適用の前日に公告又は指名通知を行った契約については、なお従前の例による。

附 則

（適用期日）

- 1 この基準は、令和3年4月1日から適用する。
（経過措置）

2 この基準の適用の日前に公告又は指名通知を行った契約については、なお従前の例による。